資料１

第１８０回

愛知県市長会議

令和５年１０月６日（金）

開催市　日進市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　名古屋商科大学日進キャンパス

1　開　　会　　午後２時００分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　来 賓 祝 辞

5　議 長 選 出

6　議 案 審 議

7　協 議 事 項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 令和４年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

8　会 務 報 告

9　そ　の　他

10　閉　　会　　午後３時３０分

11　視　　察

○国際高等学校、国際寮

第１８０回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	議　　案　　名	提出ブロック	頁
第１号	地方公共団体情報システムの標準化に係る支援について	西三河	4
第２号	ふるさと納税制度の見直しについて	東尾張	5
第３号	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について	名古屋	6
第４号	国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度創設について	西尾張	7
第５号	全国一律の子ども医療費助成制度の創設について	西尾張	8
第６号	積極的な保育士確保策の拡充及びその財源確保について	東尾張	9
第７号	障害福祉サービスに関する計画相談支援に対する報酬体系の拡充について	知多	１０
第８号	就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件について	東尾張	１１
第９号	新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備及び財源確保について	西三河	１２
第10号	商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について	名古屋	１３
第11号	三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について	東三河	１４
第12号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張	１５
第13号	適正処理困難物の指定追加について	西尾張	１６

議案番号	議　　案　　名	提出ブロック	頁
第 14 号	生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択基準の緩和等について	知多	１７
第 15 号	広域に跨るバス路線への支援について	東三河	１８
第 16 号	通学路安全対策のカラー塗装塗り直しに対する財政措置について	東尾張	１９
第 17 号	小学校高学年における教科担任制の推進について	知多	２０
第 18 号	外国人材の受入れ拡大に向けた支援について	名古屋	２１
第 19 号	文化振興における国庫補助金の拡大について	東尾張	２２
第 20 号	補欠の教育長の任期について	知多	２３

第１号議案

地方公共団体情報システムの標準化に係る支援について

西三河ブロック　提出

地方公共団体情報システムの標準化について、令和５年９月８日に基本方針の改定が閣議決定されたところですが、期限までの移行が困難な一部のシステムについて期限を延長する方向性が示された一方、その他については従来どおりの方針が継続されており、システム開発に遅れがみられるベンダーの状況を踏まえると、依然として期限までの移行完了は厳しい状況にあります。

また、標準準拠システムへの移行に必要となる経費は、補助金上限額を大幅に上回る見通しとなっています。

よって、国におかれては、**地方公共団体情報システムの標準化について、令和７年度とされている移行完了時期の延長又は経過措置期間等の設定を要望します。**

また、関係する補助金の上限額を実情に応じて見直すなど、必要経費全額を国庫負担とするとともに、対象２０業務全ての移行という厳しい交付要件を緩和するよう要望します。

第２号議案

ふるさと納税制度の見直しについて

東尾張ブロック　提出

全国的なふるさと納税の活発化に伴い、寄附金税額控除の増加により住民税が減収となっている自治体にとっては、住民税の減収に歯止めがかからず、看過できない状況となっています。

ふるさと納税については、今年６月に地場産品の基準と経費の基準が改正され、１０月から適用されるなど、見直しが進められておりますが、自分の故郷や応援したい自治体を選んで寄附をするというふるさと納税の本来の趣旨が希薄となり、自治体間の返礼品競争が過熱しています。

よって、国におかれては、**寄附額に占める返礼品の調達費用の割合を引き下げるなど、過度な返礼品競争を抑える見直しを更に進めていただくよう要望します。**

第３号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

名古屋ブロック　提出

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体に対し、見舞金制度等の導入が要請されておりますが、国からガイドラインの提示がないため、支援制度は地方公共団体により様々で、支援に地域差が出ているのが現状です。

地方公共団体が、犯罪行為に関する円滑かつ正確な事実認定を行い、支援を実施するためには、捜査権限のある警察が保有する情報を地方公共団体と共有することが望ましいものの、現状では十分ではないと考えます。

居住地に関わらず、犯罪被害者等が等しく支援を受けるためには、全国統一の制度とするためのガイドラインの策定が必要であり、国による財政支援措置も欠かせません。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財政支援措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設されるよう要望します。

第４号議案

国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度創設について

西尾張ブロック　提出

平成３０年度の国の国保改革によって、国民健康保険事業の財政運営主体は、これまでの市町村単位から都道府県単位となりました。

また、新制度下では、市町村が保険税（料）負担軽減を図るための一般会計からの法定外繰入を計画的に解消することが求められています。

このため、保険税（料）率を決定するのは市町村であるにもかかわらず、市町村の裁量で保険税（料）負担の抑制を図ることは事実上不可能な仕組みとなっています。

これまで段階的に税（料）率を引き上げてきたところではあるが、昨今の物価上昇など市民生活は厳しく、これ以上の負担増に対しては、被保険者の理解が得られない状況となっています。

よって、国におかれては、**国民健康保険事業について、市町村に課される国民健康保険事業費納付金の負担を軽減するために、都道府県への国庫負担・補助の拡充を要望します。**

また、特に急激な負担増が生じた場合に、それを緩和するような新たな補助制度の創設を要望します。

第５号議案

全国一律の子ども医療費助成制度の創設について

西尾張ブロック　提出

愛知県では、福祉医療費支給事業補助金において、通院医療費は未就学児、入院医療費は中学校卒業までの医療保険自己負担額が補助対象でありますが、多くの市町村で県の補助制度から拡大して助成しています。

全国を見渡すと年齢や自己負担の有無、所得制限など地域によって様々な助成制度となっています。

子ども医療費助成制度は「子どもが必要な医療を安心して受けられる」ことが前提であり、子どもの健やかな成長を支援する重要な子育て施策であることから、居住地による格差をなくし、市町村の大きな財政負担にならないよう補助対象を拡大する必要があると考えます。

よって、国におかれては、**居住地域に関係なく、１８歳までを対象とした全国一律の子ども医療費助成制度を創設し、少なくとも義務教育終了までの子どもについては、所得制限も自己負担もない制度とするよう要望します。**

第６号議案

積極的な保育士確保策の拡充及びその財源確保について

東尾張ブロック　提出

我が国の人口は毎年８０万人から１００万人が減少していくという大変危機的な状況にあります。少子化が進む中で、自治体において、人口減少、少子化対策として子育て支援策や定住促進などの取組を行っていますが、自治体の取組だけではこの課題の解決は困難であります。こどもは将来的に全ての国民を支えることから、本来、こどもを育てる経済的負担については国民全体で負担すべきであると考えます。

また、安心してこどもを産み育てることのできる社会の実現のためには、こどもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供が一層求められている状況であります。共働き家庭の増加による保育需要の増大など、社会経済情勢が大きく変化する中、次元の異なる少子化対策の実現のための様々な施策を実行するためには、保育サービスの担い手である保育士をより多く確保することが喫緊の課題であります。

今後、幼児教育・保育の質の向上を目的とする７５年ぶりの配置基準の見直しが実施されますが、現在の在園児を安全に保育するためには、見直し後の配置基準に即した保育士を確保する必要があり、新たな保育士が確保できなければ、入園できる児童の人数が制限され、保留児童の増大、待機児童の発生に直結します。

よって、国におかれては、**保育士確保のための積極的な施策（保育士の処遇改善、潜在保育士の職場復帰支援、新たに保育士を志す人を増やすための経済的な支援、離職防止につながるような保育士の負担軽減策等）を拡充し、施策の実施に要する財源を十分に確保するよう要望します。**

第７号議案

障害福祉サービスに関する計画相談支援に対する報酬体系の拡充について

知多ブロック　提出

障害福祉現場においては慢性的な人材不足に悩まされ、障害福祉サービスに関する計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所も、自治体により偏在があり、支援ニーズに見合う計画相談支援が提供されていません。

国において、令和３年度に報酬改定が行われ、基本報酬の充実、従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価、事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定等の見直しが図られましたが、改定によってもなお業務実態と報酬体系の乖離は解消されておらず、計画相談支援の給付体制強化のため、自治体単独事業として相談支援事業者への支援策を講じる自治体もあります。

よって、国におかれては、**障害福祉サービスに関する計画相談支援に対する報酬体系について、指定特定相談支援事業所の業務実態に見合った適切な報酬単価への引上げ等を要望します。**

第８号議案

就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件について

東尾張ブロック　提出

保育所等整備交付金を活用して保育施設等の整備を進め、待機児童数調査における待機児童数は、「０」となっているものの、希望園に入園できない等、いわゆる隠れ待機となる児童が多い状況にあります。

窓口では企業主導型保育事業所を含む認可外保育施設も案内しておりますが、認可を受けていないことによる保育面での不安、高額の保育料や施設・人員の充実度への不満など、保護者の多種多様な保育ニーズに対応するよう、要請を受けている状況であります。

財政力指数が１．０以上の自治体は、「新子育て安心プラン」の採択を受け待機児童数が１０人以上の場合でなければ、国庫補助金の嵩上げ要件に該当しないため、施設整備に係る市の財政負担が重くなる状況にあります。

よって、国におかれては、**待機児童解消のための保育所整備に向け、国による「保育所等利用待機児童数調査」による待機児童数だけではなく、隠れ待機児童数の数値も含めるなど、就学前教育・保育施設整備交付金の交付に係る国庫補助金の嵩上げ要件の拡充を要望します。**

第９号議案

新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備及び財源確保について

西三河ブロック　提出

新型コロナウイルスのワクチン接種は令和３年２月から国の指示のもと自治体で体制を整備して実施しており、その財源については国庫補助金及び国庫負担金により、全額国費負担となっています。

今後、令和６年度以降の新型コロナワクチン接種の法的位置付けについて、定期接種化に向けた検討が国で進められるものと思慮しますが、定期接種に要する費用は市町村が支弁するとされており、支弁した費用に対して一部が地方交付税により措置されています。

当初は国庫補助負担金等で財源措置されていた事業が、後年度に地方交付税措置とされるケースは、不交付団体にとっては単なる国から自治体への財政負担の転嫁であり、交付団体にとっても定期接種の費用に係る交付税措置はその全額が手当てされていないため、さらに財政負担が増大することが懸念されます。

全国共通の事業で、各自治体において削減不可能な経費、かつ、多額の財政負担を伴うものは、国が責任をもって実施に必要な財源を確保することが不可欠です。

よって、国におかれては、**新型コロナウイルスワクチン接種を今後も安定的に推進するため、国の責任において、令和６年度以降のワクチン接種方針を早期に整理し、体制整備を促進するとともに、必要となる財源を国庫補助負担金等により、全額確保することを要望します。**

第１０号議案

商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

名古屋ブロック　提出

多くの商店街は、市民が日常的に利用するアーケードや街路灯等の共同施設の整備を行うことで、安心・安全で快適なまちづくりに貢献してきました。

しかしながら、商店街共同施設の中には整備後相当な期間が経過し老朽化が顕著なものや、近年の猛烈な台風や大規模地震等が多発する状況の中で整備や補修を実施しなければ非常に危険な箇所も見受けられるようになってきている一方で、多くの商店街で組合員の高齢化や担い手の減少等の課題を抱えており、商店街共同施設の適切な維持管理への対応が深刻な問題となってきています。

また、商店街は、市民にとって身近な買い物の場であるだけでなく、地域のお祭りやイベントの開催を通じて地域の魅力向上に寄与するとともに、地域交流拠点の整備や防犯カメラの設置など地域に密着した各種の活動を展開しており、地域コミュニティの核として、役割を果たしていくことが重要です。

よって、国におかれては、**アーケードや街路灯等の商店街共同施設の整備・補修等を対象とする補助制度を創設し、商店街による適切な維持管理に必要な財政措置を講ずることを要望します。**

第１１号議案

三河港の機能強化に向けた港湾施設等の整備促進について

東三河ブロック　提出

貿易額（輸出入額）において全国１２位（空港を除く。）の三河港は、地域の産業を支える物流拠点としての役割を担っており、完成自動車の輸入は、金額・台数共に３０年連続日本一の自動車港湾であります。

しかしながら、完成自動車の保管用地不足や、三河港背後道路の渋滞など非効率な物流を強いられており、事業者の負担となっています。

さらに、神野地区については、コンテナバース前面の静隠度が低いため、船舶の離着岸に支障をきたしています。また、近年では船舶の大型化やクルーズ船の寄港など新たな需要への対応や、激甚化する自然災害への対応、老朽化が進む港湾施設への早期の対策が必要になっています。

よって、国におかれては、**三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び４車線化など）や「第６次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備を要望します。**

第１２号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和４０年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡（亜炭鉱廃坑）に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施工区域内に亜炭鉱が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業を進める上で大きな課題となっております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第１３号議案

適正処理困難物の指定追加について

西尾張ブロック　提出

リチウムイオン電池は、スマートフォン、過熱式たばこ、モバイルバッテリー、ゲーム機など多くの電化製品に使用されています。

市町村においては廃リチウムイオン電池の分別を市民に呼び掛けていますが、プラスチックで覆われていることが多く、リチウムイオン電池が使用されていることを知らず誤って不燃ごみ等に廃棄され、混入した不燃ごみの破砕処理中に発火して、廃棄物処理施設の火災事故の原因となる事案が全国各地で発生しており、呼び掛けだけでは十分な対策とは言えません。

現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の３の規定に基づき、適正処理困難物として指定されているのは、廃ゴムタイヤ等４品目ですが、新たに廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を適正処理困難物に指定することにより、市町村長は製造・加工・販売等を行う事業者に対し、廃棄物処理が適正に行われることを補完するため必要な協力を求めることをできるようになります。環境大臣においては管轄の大臣に対し、新たなリサイクルに係る法案制定等の必要な措置を要請できるようになります。

また、一定の要件を満たす場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする等の措置を講じることで、廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を販売店等で引き取り、可能な範囲で運搬、中間処理又は最終処分を行う等、適正な廃棄物処理を補完するために事業者に協力を求めるための制度設計が可能になります。

よって、国におかれては、**新たに廃リチウムイオン電池及びこれを内蔵する電化製品を適正処理困難物として指定するよう要望します。**

第１４号議案

生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択基準の緩和等について

知多ブロック　提出

生活基盤施設耐震化等交付金の重要給水施設配水管整備事業は、給水人口５万人以上の水道事業者の場合、水道料金が給水人口５万人以上の水道事業者における全国平均よりも高いことが採択基準となっています。しかし、全国平均は年々上昇傾向にあり、毎年採択基準を満たすとは限りません。

水道事業は、経営戦略及び水道ビジョンで長期収支を予測していますが、交付金の収入見込みが不確実なため、実効性のある計画にならず苦慮しています。

また、交付申請時に計画の規模、全体事業費、全体補助額を記載した整備計画を立案し提出していますが、「全国平均の水道料金」という他律的な要素により採択基準が変動するため、計画通りに事業を展開することができません。

計画的な事業実施のためには、一度採択を受けた事業について、整備計画期間内であれば採択基準を満たさなくとも、引き続き補助を受けられるよう採択基準の緩和等の措置が必要です。また、国策である国土強靭化を推進するためにも耐震化は欠くことのできない対策であります。

よって、国におかれては、**水道施設等の耐震化、老朽化対策を図るための生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択基準の緩和等、交付要件の柔軟な対応を要望します。**

第１５号議案

広域に跨るバス路線への支援について

東三河ブロック　提出

国は、公共交通について、新型コロナウイルス感染症の影響下においても生活等を支えるエッセンシャルサービスとして継続が必要との認識を示しつつ、テレワークの増加など新たな生活様式が定着し、コロナ禍収束後も人流がコロナ前に戻らない可能性を示唆しています。

一方、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件はコロナ以前のままであり、コロナ前の水準への回復を前提とした制度となっています。

東三河地域では、地域間幹線の利用促進策を実施しているものの、要件を満たさない路線が生じており、また、多くの路線が要件未達に近づいている状況であります。

補助対象外となった場合、国に代わって各自治体が全額支援することは困難であり、路線を廃止せざるを得ない状況も考えられます。

現在は特例として１日当たりの輸送量が１５人を下回っても補助対象とする措置がとられており、国においても本要件の厳しさが認識されていると考えられますが、今後の地域公共交通の確保維持に当たっては、アフターコロナの実情に鑑みた制度への変更が必要であります。

よって、国におかれては、**地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、新型コロナウイルス感染症による利用者減少の実情に鑑み、補助要件のうち「１日当たりの輸送量１５人以上」について要件の引下げを要望します。**

第１６号議案

通学路安全対策のカラー塗装塗り直しに対する財政措置について

東尾張ブロック　提出

通学路の安全対策が進んできた結果、近年は、交通安全施設の新規設置が減少する一方、既存施設を適切に維持するため、カラー塗装の塗り直し等の必要性が増加しております。

通学路交通安全対策については、国の防災・安全交付金を活用していますが、カラー塗装の塗り直し等の維持管理に要する費用は、交付金の対象外となっており、市の単独事業での対応となっております。

よって、国におかれては、**通学路の交通安全対策を継続するため、カラー塗装の塗り直し等、交通安全施設の維持管理に対する財政支援を要望します。**

第１７号議案

小学校高学年における教科担任制の推進について

知多ブロック　提出

文部科学省は、小学校高学年における教科担任制を推進するため、令和４年度から４年程度をかけて、段階的に専科指導教員の計画的な配置を進めており、令和４年度の概算要求では、令和４年度に全国で２，０００人、４年間で８，８００人の定数改善を要求しました。しかし、現状は令和４年度に９５０人、４年間で３，８００人程度の定数改善となり、その結果、各自治体では、教科担任制は一部の学校での実施にとどまり、本事業の趣旨の達成にはほど遠い状況であります。

このため、全額市費負担の非常勤講師（会計年度任用）の配置及び校内における授業交換等の工夫により、教科担任制の推進に努めています。

しかし、市費負担の非常勤講師をすべての小学校へ配置することは財政的にも不可能であり、小学校高学年の学級担任すべての持ちコマ数の軽減にはつながっていません。

また、学校単位での工夫・努力では本事業の趣旨の達成にはつながらず、教員の定数改善が必須と考えます。

よって、国におかれては、**今後も、専門性の高い教科指導を行うため、専科指導教員の配置の継続と拡充を進めるとともに、専科指導の対象とすべき教科を全教科としていただくよう要望します。**

第１８号議案

外国人材の受入れ拡大に向けた支援について

名古屋ブロック　提出

国は深刻化する人手不足対策として、特定技能２号の対象分野を拡大する方針を閣議決定しました。

愛知県では、外国人労働者数が過去最多を更新し、特定技能１号の労働者数は全国最多となっています。そのような中、当該閣議決定により、在留期限の上限がなく、家族の帯同も認められている特定技能２号の対象分野が拡大することで、生活者としての外国人が今後さらに増加し、地域社会に大きな影響を与えることが想定されます。

一方、国では、ハローワークによる雇用管理支援等が実施されているものの、多くは事業者の自主的な取組に任されており、地方自治体が個別に支援を実施している状況です。

また、労働者に加え帯同する家族についても、円滑なコミュニケーションと社会参加を促すため、日本語教育等の取組に注力するとともに、生活に必要な日本語能力を持たない市民が必要な生活支援を受けられるように事業を展開する必要があります。

加えて、学校教育においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が年々増加しており、現在の義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による教員の配置では十分に対応できておらず、地方自治体が、日本語指導に関する非常勤講師や母国語が分かる相談員・支援員等を配置するとともに、日本語指導や就学相談等の相談窓口を設置しています。

よって、国におかれては、**特定技能をはじめとした外国人材に係る制度改正について、事業者団体等の意向を聴取、反映させるとともに、責任をもって外国人材の就労・職場定着に取り組むこと、また事業者及び地方自治体による取組への財政措置を要望します。**

さらには、外国人材及びその家族を含めた在留外国人への日本語教育、安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、国による責任ある取組を要望します。

第１９号議案

文化振興における国庫補助金の拡大について

東尾張ブロック　提出

地域の伝統行事・民俗芸能等は各市の誇りであり、地域コミュニティの形成や観光面でも大きく貢献しています。一方、後継者の育成や設備・備品の劣化など課題は多く、特にコロナ禍の３年でそれらの課題がさらに拡大しています。全国を見渡すと年齢や自己負担の有無、所得制限など地域によって様々な助成制度となっています。

伝統行事等が、今後も長く、安全かつ安心して継承するために設備・備品等の整備は欠かせません。一方で、山車や地域行事等の設備などの修理や整備には多額の経費が必要であり、文化財保存団体においては資金繰りに苦慮されています。

文化芸術振興費補助金の地域文化財総合活用推進事業の補助要項が毎年改正され、そのうち地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業については補助率も補助対象事業費（上限額5,000万円又は1,000万円）の８５％であり非常に高い設定ではありますが、予算の制約上、設定額を下回ることもあるのが現状です。

よって、国におかれては、**文化芸術振興費補助金の地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）の補助対象経費の上限額の引上げ及び予算の増額を要望します。**

第２０号議案

補欠の教育長の任期について

知多ブロック　提出

全国８１５市・区のうち、教育長の任期開始日が４月１日ではない自治体は、４３０あり、現役の校長を教育長に任命し、任期の開始日が年度途中になる場合、校長等の人事や教育現場に多大な影響が及ぶ可能性があります。大府市では、教育長の任期開始日が１０月１日であり、過去に現役の校長を教育長に任命した際にこれらの影響が生じるとともに、保護者から反対の声が多数あがりました。

平成２７年４月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会を代表する重要な役割を担うこととなり、計画性をもって職務を全うするためにも、３年間の任期が確保されている必要があります。新制度においては個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要はないと考えます。

しかし、現行法は、前任の教育長の退任理由にかかわらず、後任の教育長の任期を前任者の残任期間とする規定となっており、教育行政の円滑な運営のために任期の切れ目なく教育長を任命する場合、任期の開始日を変更することができません。

よって、国におかれては、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項ただし書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の削除又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は補欠に当たらないとする柔軟な解釈をすることができるよう要望します。**

協　議　事　項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 令和４年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１８０回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

副　　知　　事	古 本　　伸 一 郎
総　務　局　長	川　　原　　馨
市 町 村 課 長	向　　井　　直　　樹

日　進　市

日進市議会議長	大　　橋　　祐　　介

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	浅井由崇	新城市	市長	下江洋行
岡崎市	市長	中根康浩	東海市	市長	花田勝重
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	川本雅之	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	久世孝宏	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	石黒直樹	尾張旭市	市長	柴田　浩
豊川市	市長	竹本幸夫	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣　武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	三星元人	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	鈴木寿明	北名古屋市	市長	太田考則
犬山市	市長	原　欣伸	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小山　祐
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	佐藤有美

開催市（日進市）　　副市長　　水野隆史

愛知県市長会事務局　　事務局長　　中川喜仁

愛知県市長会議開催一覧表

（平成２０年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4 月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5 月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1 日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年 4 月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年4月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
１６９	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
１７０	平成30年10月3日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１７１	令和元年5月8日	新城市	新城文化会館
１７２	令和元年10月3日	東海市	東海市芸術劇場
１７３	令和 2 年4月15日	（大府市）	※中止（書面表決）
１７４	令和 2 年10月 2 日	知多市	知多市勤労文化会館
１７５	令和 3 年4月12日	知立市	ホテルクラウンパレス知立
１７６	令和 3 年10月 1 日	（尾張旭市）	※中止（書面表決）
１７７	令和 4 年4月19日	（高浜市）	※中止（書面表決）
１７８	令和 4 年10月 4 日	（岩倉市）	岩倉市総合体育文化センター
１７９	令和 5 年5月10日	（豊明市）	藤田医科大学

（注）第１４８回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２